

## ○ 再受験科目の取扱いについて

教務委員会決定

平成20年 2月 6日

改正 平成23年 3月 2日

改正 平成27年 2月18日

沖縄県立看護大学履修規程第11条に定める再受験科目の取扱いについては、次の定めるところによる。

- 1 必修科目については、再受験科目の取扱を行うことができるものとする。
- 2 再受験科目の取扱いを受けようとする学生は、履修登録前の3月の指定された時期に、所定の様式により再受験科目の登録の申請をしなければならない。
- 3 再受験科目の申請は年度2科目以内とする。
- 4 再受験科目の申請は、次の要件のすべてを満たす場合にのみ行うことができる。
  - (1) 申請者が、当該授業科目について再受験をしたことがないこと。
  - (2) 当該授業科目は、原則として前年度に受講した科目であること。
  - (3) 不正行為により成績が無効になった科目でないこと。
- 5 科目責任者は、科目内容及び学生の出席日数などの履修状況を考慮して、再受験科目としての認定の可否及びその理由を教務委員会に報告する。
- 6 再受験科目の評価はCまたはFとする。
- 7 再受験は、当該年度の当該科目の履修者と同一日に同一問題で行うことを原則とする。
- 8 学期末試験の時間割においては、再受験者の受験に配慮した編成を行うものとする。
- 9 再受験科目に再試験は行わない。